

## 文京区景観づくり審議会区民公募委員選考要領

25文都計第10119号 平成25年12月27日決定

25文都計第10381号 平成26年 3月31日決定

28文都都第 254号 平成29年 2月 3日決定

### (目的)

第1条 この要領は、文京区景観づくり審議会区民公募委員募集要領（25文都計第10119号。以下「募集要領」という。）第6条に規定する区民公募委員の選考について必要な事項を定める。

### (選考委員会)

第2条 区民公募委員を選考するため、文京区景観づくり審議会区民公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

- 2 選考委員会の委員は、委員長、副委員長及び委員とする。
- 3 委員長は、都市計画部長の職にある者とし、会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 4 副委員長は、住環境課長の職にある者とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、委員長が指定する者2人とする。

### (会議)

第3条 選考委員会は、委員長が招集する。

- 2 選考委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議は、公平かつ公正に運営するものとし、委員は自らの判断に基づき評価等を行う。
- 4 選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に選考委員会へ出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。
- 6 会議は、非公開とする。

### (選考方法)

第4条 選考は、一次選考及び二次選考により行う。

### (一次選考)

第5条 一次選考は、副委員長及び委員（以下「採点者」という。）の3人が、募集要領第5条第1項に規定する作文（同条第3項の規定による応募のあった者については、当該作文の情報）に対し、別表第1に掲げる各項目について、採点基準を基に採点し、採点者1人100点満点合計300点満点で採点する。

- 2 一次選考通過者は、210点以上の者とする。

### (二次選考)

第6条 二次選考は、各採点者が、前条第2項に規定する一次選考通過者に対し面接を行い、別表第2に掲げる各項目について、採点基準を基に採点し、採点者1人100点満点合計300点満点で採点する。

- 2 二次選考通過者は、210点以上の者とする。

(区民公募委員の選考)

第7条 選考委員会は、前条第2項に規定する二次選考通過者から、募集要領第5条第1項の規定による申込書(同条第3項の規定による応募のあった者については、申込書に記載すべき必要事項の情報)を参酌して区民公募委員を選考する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、区民公募委員の選考に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表第1（第5条関係）

項目	採点基準	配点
意欲度	問題に対し、積極的に取り組む姿勢が感じられること。	20
理解度	問題点をきちんと把握し、認識していること。	20
表現力	自分の意見が正確に分かりやすく書かれていること。	20
論理性	文章が論理的で、説得力に富んでいること。	20
創造性	広い視野で、先見性や創造性に富んでいること。	20
採点者 1人合計		100

採点者3人の合計300点満点

## 別表第2（第6条関係）

項目	採点基準	配点
意欲度	問題に対し、積極的に取り組む姿勢が感じられること。	20
理解度	問題点をきちんと把握し、認識していること。	20
表現力	自分の意見が正確に分かりやすく発言できること。	20
論理性	発言が論理的で、説得力に富んでいること。	20
創造性	広い視野で、先見性や創造性に富んでいること。	20
採点者 1人合計		100

採点者3人の合計300点満点